

第1回ふなばし三番瀬海浜公園及びふなばし三番瀬環境学習館

指定管理者選定委員会 会議録

1 開催日時

令和3年5月14日（金） 午後2時07分～3時44分

2 開催場所

三番瀬環境学習館 2F 多目的ホール

3 出席者

(1) 委員 谷藤 千香委員 平川 道雄委員 宮津 隆久委員 山崎 幸男委員
伊左治 鎮司委員 野崎 みづき委員 掛村 利弘委員

(2) 事務局 (都市整備部公園緑地課)
吉川課長、天羽課長補佐、中野管理係長、
北野主任主事、川島主事、堀野主事
(環境部環境政策課)
齋藤課長、大谷課長補佐、川名環境政策係長、
本間主事、梅宮主事

(3) その他 竹田都市整備部長 御園生環境部長

4 欠席者

なし

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

- 1 委員長及び副委員長の選出について（公開）
- 2 本施設の概要及び本委員会のスケジュールについて（公開）
- 3 募集要項について（公開）
- 4 指定管理者候補者選定方法及び評価基準の決定について（非公開）
(船橋市情報公開条例第7条第5号に該当する不開示情報を審議することから、
同条例第26条第2号に該当するため)

6 決定事項

(1) 委員の互選により、谷藤委員が委員長となった。また、委員長の指名により、平川委員が副委員長となった。

- (2) 事務局より本施設の概要及び本委員会等のスケジュールについて説明した。
- (3) 事務局より募集要項の内容について説明し、各委員より意見を伺った。
- (4) 指定管理者候補者選定方法及び評価基準が決定された。

7 議事

○事務局（天羽公園緑地課長補佐）

本日は、大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

定刻より若干早いのですが、皆様おそろいですので、ただいまより、第1回ふなばし三番瀬海浜公園及びふなばし三番瀬環境学習館指定管理者選定委員会を開催いたします。

委員会開催に先立ちまして、本委員会における新型コロナウイルス感染防止対策についてご説明いたします。

現在、新型コロナウイルス感染防止対策として、本市では、屋内施設の利用に当たり、予防策を講じて利用することとしております。具体的な予防策として、体調が悪い、発熱がある場合の参加の自粛、入り口での体調チェック、マスクの着用、会場内にある手指消毒剤の使用、換気の実施、対人距離の確保などを行っております。その関係で、入り口での体調チェックや座席の間隔を空けた配置などをさせていただきました。また、会議中もマスクの着用などの対応をとらせていただきます。説明が聞きづらいなど、ご不便をおかけいたしますがご了承願います。

委員会中に体調の変化などございましたら、事務局までお申し出ください。よろしくお願いたします。

それでは最初に、配付資料の確認をさせていただきます。お手元に「配付資料一覧」、A4の1枚物がございます。こちらをご覧ください。

上から、資料1から7と書いてございます。クリップ留めしたものが資料1から4、及び6と7でございます。こちらの紙ファイルでつづったものが資料5となっております。資料としましては、「次第」、資料1「ふなばし三番瀬海浜公園及びふなばし三番瀬環境学習館指定管理者選定委員会委員名簿」、資料2「ふなばし三番瀬海浜公園及びふなばし三番瀬環境学習館指定管理者の指定に関する要綱」、資料3「ふなばし三番瀬海浜公園及びふなばし三番瀬環境学習館指定管理者選定委員会設置要綱」、資料4「本委員会のスケジュールについて」、資料5「ふなばし三番瀬海浜公園及びふなばし三番瀬環境学習館の募集要項（案）及び添付書類（資料1～資料7）・（申請書類1～申請書類9）」、資料6「指定管理者候補者選定方法及び評価基準の決定について 資料一覧」、資料6-1「指定管理者候補者の審査・選定等について（案）（募集要項該当箇所抜粋）」、資料6-2「ふなばし三番瀬海浜公園及びふなばし三番瀬環境学習館事業計画書」、資料6-3「評価基準（書面審査）（案）」、資料6-4「評価基準（面接審査）（案）」、資料7「ふなばし三番瀬海浜公園及びふなばし三番瀬環境学習館指定管理者選定委員会傍聴要領」、以上となっております。過不足はございませんでしょうか。

そのほかに、本市や公園・体育施設の管理運営に関する参考資料としまして、「船橋市緑の基本計画 第2版概要版」、「船橋市体育施設利用案内」、「ガイドマップふな

ばし」、施設パンフレットなどを机の上に配らせていただいております。お時間があるときにご覧いただければと思います。

本日は第1回目の委員会ですので、委員長選任までにつきましては事務局で進行をさせていただきます。

まず、各委員に委嘱状等の交付をさせていただきます。

本来であれば、市長より交付をさせていただくところですが、公務多忙のため欠席となっております。誠に申し訳ございません。代理として、竹田都市整備部長より交付をさせていただきますので、よろしく願いいたします。なお、市職員につきましては、委嘱状ではなく辞令のほうを交付いたします。

お名前をお呼びしましたら、その場でご起立をお願いいたします。

(竹田都市整備部長より各委員に委嘱状及び辞令の交付)

○事務局（天羽公園緑地課長補佐）

以上をもちまして、委嘱状等の交付を終了いたします。

それでは、改めまして、お配りしております委員名簿に基づきまして、各委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

千葉大学大学院国際学術研究院准教授 谷藤千香委員でございます。

○谷藤委員

谷藤と申します。よろしく願いいたします。

○事務局（天羽公園緑地課長補佐）

船橋市商工会議所事務局長 宮津隆久様。

○宮津委員

宮津です。よろしく願いいたします。

○事務局（天羽公園緑地課長補佐）

船橋市スポーツ協会会長 山崎幸男委員です。

○山崎委員

山崎です。よろしく願いいたします。

○事務局（天羽公園緑地課長補佐）

千葉県環境生活部自然保護課副主幹 伊左治鎮司委員です。

○伊左治委員

伊左治と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（天羽公園緑地課長補佐）

千葉県税理士会船橋支部総務部副部長 野崎みづき委員です。

○野崎委員

よろしくお願いいたします。

○事務局（天羽公園緑地課長補佐）

船橋市自治会連合協議会副会長 平川道雄委員です。

○平川委員

平川です。よろしくお願いいたします。

○事務局（天羽公園緑地課長補佐）

船橋市教育委員会学校教育部指導課課長 掛村利弘委員です。

○掛村委員

掛村でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（天羽公園緑地課長補佐）

以上でございます。

次に、事務局職員を紹介させていただきます。

竹田都市整備部長でございます。

○竹田都市整備部長

都市整備部長をしております竹田です。よろしくお願いいたします。

本日はご多忙の中、ふなばし三番瀬海浜公園及び三番瀬環境学習館指定管理者選定委員会委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。また、遠くまで来ていただきまして、誠にありがとうございます。

この指定管理者、平成29年から指定管理者で運営をしております。先ほど見学をしていただきました施設全体を管理していただいておりますが、こちらが来年の4月で5年間で切れるということで、新たな選定をお願いするものでございます。

皆様の知見を十分にご指導、ご教授いただく中でご選定いただければありがたいと、

このように考えております。よろしくお願いいたします。

○事務局（天羽公園緑地課長補佐）

御園生環境部長でございます。

○御園生環境部長

環境部の御園生です。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからも一言、皆様に委員を引き受けていただいたことの御礼と、それと環境部につきましては、こちらの施設が環境学習館ということで所管という形になってございます。

皆様もご存じのとおり、地球温暖化であったり生物多様性であったり、いろいろさま変わりしていくところで、こちらに少しでも多く、お子さんも含めて来館いただいて、見て、触って、楽しんで、生物と、あるいはこの環境、特に三番瀬の保全も含めて環境に対して考えていただく、触れ合っていただくような機会を、ぜひ次の指定管理者にもお願いしたいと考えているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（天羽公園緑地課長補佐）

吉川公園緑地課長でございます。

○吉川公園緑地課長

吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（天羽公園緑地課長補佐）

齋藤環境政策課長でございます。

○齋藤環境政策課長

齋藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（天羽公園緑地課長補佐）

以下、公園緑地課及び環境政策課担当職員でございます。

申し遅れましたが、本日の進行を務めます公園緑地課の天羽と申します。よろしくお願いいたします。

今回の委員会においては、7名の委員にご出席いただいておりますことから、ふなばし三番瀬海浜公園及びふなばし三番瀬環境学習館指定管理者選定委員会設置要綱第5条第2項に規定されております開催の要件を満たしていることをご報告いたします。

また、会議の公開、傍聴について説明させていただきます。

本会議につきましては、議題1「委員長及び副委員長の選出について」、議題2「本施設の概要及び本委員会のスケジュールについて」、議題3「募集要項等について」、以上につきましては不開示情報が含まれておりませんので、船橋市情報公開条例第26条により公開といたします。

議題4「指定管理者候補者選定方法及び評価基準の決定について」につきましては、船橋市情報公開条例第7条第5号の定めにより該当する不開示情報があるため、非公開といたします。なお、非公開の審議の前に、傍聴人にはご退室をお願いすることになります。

傍聴につきましては、傍聴者定員を5名としております。なお、本日、本委員会への傍聴希望者が1名ございます。

傍聴者が入室いたします。

(傍聴者入室)

○事務局（天羽公園緑地課長補佐）

傍聴者の方は、受け付けの際にお渡ししましたふなばし三番瀬海浜公園及びふなばし三番瀬環境学習館指定管理者選定委員会傍聴要領の内容に従って傍聴されるようお願いいたします。

それでは、議題1「委員長及び副委員長の選出について」、お諮りいたします。

委員長は、ふなばし三番瀬海浜公園及びふなばし三番瀬環境学習館指定管理者選定委員会設置要綱第4条第2項の規定により、委員長については委員の互選により決定することとなっております。また、副委員長は、委員長が欠けた場合などにその職務を代理する者であり、委員長があらかじめ指定する委員となりますので、あらかじめご了解願います。

どなたか、委員長の立候補、またはご推薦ございますでしょうか。

山崎委員、どうぞ。

○山崎委員

谷藤委員を推薦させていただきたいと思っております。谷藤委員はスポーツ経営学にご見識がございまして、また、他の案件での指定管理者選定委員も務めておられます。その関係で、谷藤委員にお願いしたらいかがかと思いますが。

○事務局（天羽公園緑地課長補佐）

ありがとうございます。

谷藤委員をご推薦ということでございましたが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局（天羽公園緑地課長補佐）

谷藤委員、お引受けいただけますでしょうか。

○谷藤委員

承知いたしました。

○事務局（天羽公園緑地課長補佐）

それでは、谷藤委員に委員長をお願いいたします。

委員長席のほうへご移動をお願いいたします。

（谷藤委員、委員長席へ移動）

○事務局（天羽公園緑地課長補佐）

それでは、谷藤委員長より、一言ご挨拶をお願いいたします。

○谷藤委員長

改めまして、谷藤と申します。

先ほど、ご推薦のときの話にありましたように、専門がスポーツ経営学ということで、スポーツの普及・振興に関わりまして、スポーツをするための環境整備についてを専門としております。その関係で、市内の運動施設等について指定管理者選定の役をいくつか承りまして、今回も委員とさせていただきます。

この施設は、先ほども見てまいりましたが、運動施設以外の様々な施設がありまして、そちらのほうを中心となるかと思っておりますので、どうぞ皆様方のお力添えをよろしく願いいたします。

○事務局（天羽公園緑地課長補佐）

ありがとうございました。

それでは、ふなばし三番瀬海浜公園及びふなばし三番瀬環境学習館指定管理者選定委員会設置要綱第4条第3項の規定に基づき、議事の進行は委員長をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○谷藤委員長

それでは、初めに事務局から説明がありましたとおり、副委員長の選定になるかと思っておりますが、副委員長はあらかじめ委員長が指定するということですので、私のほうから提案させていただきたいと思っております。

当該施設は船橋市を代表する施設であり、市民の方の憩いの場、そして環境学習の場となりますので、船橋市民代表として船橋市自治会連合協議会副会長の平川委員さんをお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○谷藤委員長

平川委員さん、お願いできますでしょうか。

○平川委員

分かりました。

○谷藤委員長

それでは、副委員長は平川委員にお願いいたします。

平川委員、副委員長席へどうぞお越してください。

(平川委員、副委員長席へ移動)

○谷藤委員長

それでは、平川副委員長、よろしければ一言ご挨拶をお願いいたします。

○平川副委員長

自治会連合協議会で副会長をしております平川でございます。

今、谷藤委員長のほうからご指名でございます。市民の代表として、そして、ここが市民の方々、子供さんたちのためのいい施設になりますような、そういった管理者の方の選定をするのに役に立てればというふうに思っています。ひとつよろしくお願いいたします。

○谷藤委員長

よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、議事に沿って進めてまいります。

議題2「本施設の概要及び本委員会のスケジュールについて」、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（堀野公園緑地課主事）

事務局でございます。議題2「本施設の概要及び本委員会のスケジュールについて」、

ご説明いたします。

まずは、本施設の概要について簡単にご説明いたします。お手元の施設パンフレットの両面をご覧ください。

ふなばし三番瀬海浜公園は昭和57年にレクリエーション施設として開設され、多くの市民の方に利用されてきましたが、東日本大震災で被害を受けたことを契機としてリニューアルを図り、平成29年7月より都市公園として開設しています。公園内には、中央部から東側にかけては東京湾を見渡せる展望デッキ、噴水池や芝生広場、西側には野球場、庭球場があり、市内外から利用者が訪れます。また、公園の南側には、全国的にも貴重な干潟である三番瀬が広がっている施設となっております。

ふなばし三番瀬環境学習館は、東日本大震災により被災した旧余熱棟を改修し、三番瀬の魅力を十分に生かした自然体験や環境学習のできる場として、平成29年7月にオープンしました。「知る」「考える」「学ぶ」の3つのゾーンで構成され、東京湾の最奥部に位置する三番瀬の魅力を体感しながら、三番瀬や環境について学べる施設となっております。

また、干潟に生息している生き物や生態系が学習できるほか、市の自然環境や地球規模の環境問題についても学ぶことができる施設として、多くの市民の皆様にご利用いただいております。

本施設の周辺環境ですが、東京湾の最奥部に位置する人工海浜に面し、工業専用地域及び準工業地域に位置するため、施設周辺には工場や倉庫が多く建ち並んでおります。

本施設のアクセスですが、JR船橋駅及びJR二俣新町からバスで行くことが可能となっております。

また、先ほど本委員会前に施設見学を行っていただきましたが、各施設のさらなる活用の可能性についてもイメージいただければ幸いです。

以上で、施設概要の市説明を終了いたします。

続きまして、本委員会のスケジュールについてご説明いたします。

資料4「本委員会のスケジュールについて」をご覧ください。

本委員会におきましては、資料3「ふなばし三番瀬海浜公園及びふなばし三番瀬環境学習館指定管理者選定委員会設置要綱」により、指定管理者候補者の選定方法及び評価基準の決定、提案内容の評価、指定管理者候補者の選定等を所掌事務としており、次回委員会から、これら内容についてお諮りすることになります。

また、第1回委員会となります本日につきましては、評価基準の決定や募集要項の確認となります。指定管理者の評価基準につきましては、資料2「ふなばし三番瀬海浜公園及びふなばし三番瀬環境学習館指定管理者の指定に関する要綱」により、管理運営の基本方針が適切であること、業務計画の提案が適切であることなどを規定しておりますが、これらの具体的な基準、評価方法、配点等について、事務局より案をお示しさせていただきます、本委員会でご審議の上、決定いただくこととなります。

本日、評価基準の決定をいただき、また、募集に際してのご意見をいただき、反映の上、6月上旬より募集を開始する予定です。

その後、8月上旬には申請を締め切り、事業者より提出された資料の書面審査のため、8月下旬に第2回委員会を開催予定です。また、書面審査を通過した申請者の面接審査及び指定管理者候補者の決定について、9月中旬から下旬に第3回委員会を開催予定としております。

本委員会での審査を経て選定された指定管理者候補者の指定について、船橋市議会で審議の上、議決されますと、令和4年4月より次期指定管理者による管理運営が開始される予定でございます。

以上で、スケジュールについての説明を終了いたします。

○谷藤委員長

ありがとうございました。

何かご意見、ご質問などがありますでしょうか。いいでしょうか。

それでは、議題3「募集要項について」です。

本委員会は、次の議題4にある指定管理候補者を選定するに当たっての選定方法及び指定管理者評価基準を決定することを所掌事務としております。募集要項など、事業者募集に当たっての各種資料は、事業者選定に密接に関わるものであります。この後、事務局より資料について説明をいただきますが、各委員の様々な視点からのご意見をいただき、事務局におきましては、募集時にできる限り反映いただければと思います。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（北野公園緑地課主任主事）

事務局でございます。議題3の募集要項について、ご説明いたします。

なお、本日配付させていただいている資料につきましては、現時点での事務局案という形になっておりますので、ご了承いただければと思います。

資料5と表面でございます黄色の紙ファイル、こちらの一式についてご説明をさせていただきます。

こちらの資料を2枚めくりまして、3枚目でございます。資料の3枚目、下側に1ページというページ付番がしてあるものでございますが、こちらの「募集要項等一覧表」をご覧ください。今回の募集に当たりましては、こちらの表に掲げられた資料を公表する予定でございます。

まず、募集に当たっての総則的な内容を取りまとめました募集要項がございまして、関連する資料としまして、こちらの赤のインデックスを貼っております資料1から7、そのほか、応募に係る書類といたしまして、青インデックスを貼っております申請書類の1から9がございまして、全てこの黄色の紙ファイルに挟まっている資料でございます。

少々お時間をいただきまして、この中の重要な点についてご説明をさせていただければと思います。以下、着座にて失礼いたします。

まず、ページを1枚めくっていただきまして、指定管理者の募集要項中2ページから4ページの中段までの記載でございます。

こちらの大項目でいいますと、1番から4番に掲げられたものにつきましては、本施設を指定管理者が運営するに当たっての基本的な事項でございます基本方針、施設の概要、主な業務、開館時間、指定期間などについて説明をさせていただいているものでございます。

また、同じく4ページでございます大項目の6で記載いたしました管理運営に係る経費等の記載でございますが、こちらの記載のとおり、本施設の管理に係る経費は本市が支払う指定管理料、実施事業等による収入並びに利用料で賄うこととしております。

このうち、指定管理料につきましては、本市から指定管理者に支払う管理料の参考金額を募集要項の中で記載をさせていただきまして、その範囲内で申請者からご提案をいただくというような形をとっております。

なお、本日の資料の5ページの真ん中に、＜参考金額＞と四角で囲われたところがございますが、本日の資料では金額は空欄とさせていただいております。こちらにつきましては、現在、積算中でございますが、基本的な考え方としましては、まず本施設に係る施設利用料収入等、収入を積算しまして、また、人件費、光熱水費、管理運営費などの支出も積算した上で、収入の見込額から支出の見込額を差し引いた額を上限額として指定管理料をお支払いする形になります。

続きまして、6ページをご覧ください。7という項目で、リスク分担について記載しております。

「(1) 指定期間(令和4年4月～令和9年3月)内における主なリスク」につきましては、この施設の管理運営をするに当たって想定されるリスクの内容や、その分担について定めておまして、本市で定めております指定管理者制度ガイドラインという統一的なものがございますが、こちらに示された標準的な内容を記載しております。

また、「(2) 新型コロナウイルス感染症に関するリスク」につきましては、新型コロナウイルス感染症に関するリスク分担について、本市の考えをあらかじめ示させていただくことにより、応募者の懸念が解消されることにつながるかと思っておりますので、結果、幅広く応募を求めることができると考えられることから、別個、このような記載をさせていただいているものでございます。

続きまして、7ページの中段をご覧ください。8番としまして、業務評価について記載しております。管理運営の開始後、実際に仕様書や業務計画書、協定書などに従い業務が確実に行われているか、安定的な施設運営が行える状況にあるかなどを把握するため、様々な手法で業務実績の評価を行うものでございます。

続きまして、同じく7ページの下段から10ページにかけての項目でございますが、

その他管理運営に関しての留意事項ということで、いくつか記載をさせていただいております。

例えば、苦情や大規模災害に対する対応に関する記載、障害者の差別解消に係る配慮、また、現在、本市が指定管理業務とは別に委託を行っております人工海浜施設、浜辺の管理に関することなど、多種にわたる留意事項を記載しているものでございます。

続きまして、10ページの下段から15ページにかけては、募集に関する事項を記載しております。スケジュールや提出書類、申請の資格などについて記載をしております。

この申請の資格についてでございますが、12ページをご覧ください。こちらに、申請資格として①から⑨というものを書かせていただいております。通常、本市における指定管理者の募集に当たりましては、この①から⑨のほかに、国税ですとか租税公課を滞納していないことというような条件を付しておるのですが、今回、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を鑑みまして、本市におきましては、現在、税の滞納を理由とする行政サービスの制限を行わないという特別の措置を講じております。したがって、今回の指定管理者の募集に当たりましてはこの措置を適用いたしまして、税を滞納していないことという資格の条件については、今回は記載しておりません。

最後に、15ページをご覧ください。11番で、「指定管理者候補者の審査・選定等」ということで記載をしております。

資料上、空白の部分が多くございますが、こちらにつきましては選定方法や評価基準に係る内容になりますので、議題3終了後に、議題4の中でこの内容についてはご説明をさせていただきます。

以上で募集要項の関係の説明は終了いたしますが、こちらに添付する資料につきましてもいくつかございます。全てをご紹介する時間はございませんが、重要な点について、ご説明を簡単にさせていただきます。

まず、赤インデックスの資料2でございます。こちら、現在の施設の利用状況を記載しているものでございます。

まず、1ページから2ページにかけては、各施設における過去3か年分の利用件数や人数、稼働率などにつきまして、月別に記載をさせていただいております。

また、3ページから4ページにつきましては、同じく過去3か年分の収入及び支出の実績、また支出のうち光熱水費に係る実績について記載をさせていただいております。

続きまして、赤インデックスの資料4、業務仕様書でございます。こちらでは、指定管理者に行っていただく業務の内容について記載をさせていただいております。

大まかな内容でございますが、維持管理や運営に関することをはじめとしまして、サービスの提供に関すること、市への報告義務に関すること、その他、この施設の管理運営に係る業務仕様あるいはその水準について、こちらのほうで記載をさせていただいております。

続きまして、赤インデックスの資料の5、三番瀬環境学習館に関する特記仕様書で

ざいます。こちらにつきましては、主に環境学習館の管理運営に係る業務におきまして、特記すべきことについて記載をさせていただいております。

こちらの環境学習館の業務に関してのみ特記仕様書ということで記載させていただいておりますが、環境学習館に関する管理運営業務のお示しする範囲が多岐にわたりましたので、非常に記載量が多くなることから、資料4の業務仕様書の中で全て記載させていただくことが困難という状況がございますので、別に資料の5という形でお示しをさせていただく予定でございます。

続きまして、資料6の物品一覧表でございますが、こちらは、現在、本市がこちらの施設に関して所有している備品を一覧にしたものでございます。こちらに記載の内容につきましては、基本的には指定管理者に貸与するものになってまいります。

最後に、青インデックスを貼っております申請書類の1から9でございますが、こちらにつきましては、この指定管理者への申請に関する質問書ですとか申請書の様式、そういったものについて定めたものでございます。

このうち、申請書類の4の事業計画書につきましては、選定方法や評価基準に関わる内容が含まれておりますので、先ほどの募集要項の一部空欄があった部分と同様に、議題4でご説明をさせていただきます。

長くなりましたが、以上で議題3の説明を終了いたします。

○谷藤委員長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明を聞きまして、質問などありますでしょうか。

○宮津委員

募集要項(案)の7ページになりますけれども、リスクの分担で、「資金調達 管理運営に必要な設備投資、人員配置等に充てる資金の確保」についてのリスク分担が指定管理者に丸がついているのですけれども、これはどういうことが想定されるのか。

○谷藤委員長

事務局のほうで答えをお願いします。

○事務局(北野公園緑地課主任主事)

こちらにつきましては、指定管理者となられた事業者が人員配置ですとか消耗品を買ったり、いろいろ用意するための資金の確保ということで、銀行から借り入れるですとか、そういったことが想定されるのですけれども、その部分につきましては指定管理者のほうで行ってくださいと。市のほうで、そこについて何かを行うということはないという意味合いでございます。

○宮津委員

そうすると、自由度合いというか、これから事業計画をつくっていく中で、事業者、指定管理者の方が、ここはこういうふうにして収入を増やしたいとかそういった計画をつくって、自分で資金を調達したものの設備であれば、市と協議しながら設置することが可能というふうに理解していいですか。

○事務局（北野公園緑地課主任主事）

可能でございます。

○谷藤委員長

ありがとうございます。

ほかに何かありますでしょうか。

○野崎委員

この募集要項の中で、事業計画等もありますが、消費税の取扱いに記載がないので、税込みで事業計画を出すのか税抜きで事業計画を出すのか。そういったところを統一しないと、片方は税抜きで出してくる、片方は税込みで出してくるといって、事業計画の数字のところには10%の誤差が出てしまうので、そちらは明記されたほうがよろしいのかなと思います。

○谷藤委員長

いかがでしょうか。

○事務局（北野公園緑地課主任主事）

こちらにつきましては、分かりやすい表記をさせていただく方向で検討させていただきます。

○谷藤委員長

よろしく申し上げます。

ほかに何かございますでしょうか。いいでしょうか。

それでは、今、質疑ありましたところは、分かりやすいように募集要項等に反映していただいて、修整していただければと思います。

では、以上で議題3を終了いたします。

5分くらい休憩を取ることとします。

なお、この後の議題4は、船橋市情報公開条例第7条第5号に定める事項について審

議をするため、非公開となります。傍聴人の方は、資料を置いて退室をお願いいたします。

それでは、55分に再開したいと思います。よろしくお願いします。

(休憩)

(議題4は非公開)

それでは、本日の予定議事は以上となります。事務局より事務連絡があるとのことで、進行をお返しします。

○事務局（天羽公園緑地課長補佐）

次回の委員会の開催でございますけれども、8月下旬頃を予定しております。正式な日時、場所などのご案内は、後日送付をさせていただきます。

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございました。

以上でございます

○谷藤委員長

それでは、第1回ふなばし三番瀬海浜公園及びふなばし三番瀬環境学習館指定管理者選定委員会を閉会いたします。ありがとうございました。